

平成 27 年度川口市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 27 年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	271,900 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	64,315,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	175,724 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 配 水 管 整 備 事 業	3,053,175 千円
イ 施 設 整 備 事 業	824,209 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事 業 収 益	11,962,292 千円
第 1 項 営 業 収 益	11,664,558 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	297,733 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第 1 款 事 業 費	11,206,654 千円
第 1 項 営 業 費 用	10,454,975 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	709,556 千円
第 3 項 特 別 損 失	12,123 千円
第 4 項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,163,683 千円は減債積立金 1,360,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,514,512 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 289,171 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款	資本的収入	1,623,663 千円
第 1 項	企業債	1,400,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	159 千円
第 3 項	受託工事収入	119,576 千円
第 4 項	負担金	49,030 千円
第 5 項	国庫補助金	54,898 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	5,787,346 千円
第 1 項	建設改良費	4,317,763 千円
第 2 項	企業債償還金	1,469,583 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄配水場遠隔制御装置更新事業	428,328 千円	平成27年度	166,320 千円
				平成28年度	262,008 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	1,400,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 受託工事費 | 160,678 千円 |
| (2) 収益的支出の職員給与費 | 843,436 千円 |
| (3) 資本的支出の職員給与費 | 206,743 千円 |
| (4) 交際費 | 300 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、79,915千円と定める。

平成27年2月16日提出

川口市長 奥ノ木 信夫